

miraxs シッターベビーシッティングサービス利用規約

miraxs シッターベビーシッティングサービス利用規約（以下、「本利用規約」という。）は、株式会社ミラクス（以下、「当社」という。）が運営する miraxs シッターベビーシッティングに関する事項及び顧客に対して当社が提供するサービス内容を記載したものであり、顧客は本利用規約の内容に合意した上で、当社が提供するサービスを利用できるものとする。

第1条（利用規約の適用）

1. 本利用規約は、当社または当社から委託を受けて業務を遂行する第三者の miraxs シッターベビーシッティングサービス（以下、「サービス」という。）を利用するにあたり、必要な条件を定めることを目的とする。
2. 顧客はサービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとする。
3. 利用規約と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとする。

第2条（正会員・ビジター会員）

1. 第3条に定める入会金及び年会費を支払って当社のサービスを利用する者を正会員とする。
2. 第3条に定める入会金及び年会費を支払うことなく、当社のサービスを利用するものをビジター会員とする。

第3条（正会員資格の有効期間）

1. 正会員資格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とし、資格の年度更新をした後も同様とする。ただし、顧客が年度途中で入会した場合は、初年度のみ、正会員資格の有効期間は会員となった日から直近の3月31日までとする。
2. 顧客は、次年度の資格更新を希望しない場合、当社に対して正会員資格を更新しない旨を文書にて通知しなければならない。当該通知は当年度の2月末日までに当社に到着しない場合、正社員資格は更新されるものとする。
3. 資格更新にあたり、第6条第1項に定める各号の一に該当する事由がある場合、当社は契約の更新を拒絶することができる。

第4条（入会金及び年会費）

1. 正会員は、別紙料金表に基づき当社に対して入会金及び年会費を支払わなければならない。

2. 入会金及び入会后最初の年会費の支払は、当社が指定する日までの、当社の指定する銀行口座への振込みまたは当社が指定する日における当社による顧客の銀行口座からの引き落とし、クレジットカードの支払によるものとする。
3. 2年目の年会費の支払は、当社が指定する期日までの、当社が指定する銀行口座への振込みまたは当社による顧客の銀行口座からの引き落としによるものとし、3年目以降も同様とする。
4. 振込手数料は顧客が負担するものとする。
5. 当社は、いかなる場合も顧客が支払った入会金及び年会費を返還する義務を負わないものとする。

第5条（会員特典）

正会員は、別紙料金表の会員料金にてサービスを受けることができる。

第6条（会員情報の変更）

顧客は、サービス申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに当社へ通知するものとする。

第7条（サービスの中止・利用の制限）

1. 顧客が次のいずれかに該当した場合は、当社は当該顧客のサービスを中止することができる。
 - (1) 年会費支払を継続して1ヶ月延滞した場合。
 - (2) 利用料金の支払が、1ヶ月以上滞った場合。
 - (3) 入会申込書の記載事項に不実の告知、事実の不告知があった場合。
 - (4) 顧客が当社の名誉、信用を毀損し、または当社の業務を妨害した場合。
 - (5) 顧客が当社のベビーシッター（以下、「スタッフ」という。）個人と直接契約を締結した場合
 - (6) 申込者及び保護者が反社会的勢力等の構成員および準構成員、または、反社会的勢力等に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力または関与していたことが判明した場合。
 - (7) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (8) 破産、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続の開始の申立その他類似の事実が生じたとき。
 - (9) 相手方に対する詐術その他サービスを継続しがたい背信的行為があったとき。
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当した正会員の資格を取消することができる。

3. 次の各号の事由が発生した場合、当社はサービスの全部または一部を中止し、その利用を制限することができる。
 - (1) 天災、法令改正、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化（テロ・交通ストを含む）があった場合。
 - (2) サービス提供中に児童が怪我及び病気、その他シッティングの継続が困難であると当社が判断した場合。
 - (3) 予約状況によりスタッフの調整が困難な場合。

第8条（サービスの利用）

1. サービスの利用は完全予約制とする。
2. シッターへの直接依頼は禁止とし、顧客より本部への連絡をもって予約とする
3. 顧客は、サービス利用日前までに当社に所定の事項（業務提供日時、業務提供場所、業務内容、その他の条件等）を通知しなければならない。
4. 当社は、顧客の前項の申入れに対して、承諾または不承諾の旨を通知しなくてはならない。
5. 当社は、サービス提供日に提供したサービスにつき訪問報告書をもって顧客に報告し、顧客は、訪問報告書に自署または記名捺印する。

第9条（サービス提供スタッフの選定と指定）

当社は、顧客の希望に合致するよう、当社の判断基準に基づきスタッフを選定し、顧客はその選定を当社に委ねる。

第10条（サービス料金の支払い）

サービス料金の支払い方法等は、次のとおりとする。

- (1) サービス利用料金の計算期間は毎月1日より当月末日までとする。
- (2) 当社は、前月に発生したサービス利用料金の請求を顧客に通知し、支払方法は、顧客による当社が指定する日までの当社が指定する銀行口座への振込み、または当社が指定する日における当社による顧客の銀行口座からの引き落とし、もしくは事前に登録したクレジットカードでの支払いによるものとする。
- (3) 振込手数料は顧客の負担とする。
- (4) 顧客は、当社の請求に対し、訂正若しくは支払遅延等の特別事情が生じたときは、直ちに当社に連絡し、協議するものとする。
- (5) 顧客が、当社に対するサービス利用料金の支払を遅延した場合は、遅延日数に対し年14%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- (6) 1号・2号の規定にかかわらず、顧客は、スタッフの実費交通費を支払うものとする

2. クレジットカードについて

- (1) 当社にクレジットカード支払いの変更または終了のお申出がない限り、ご指定いただいたクレジットカードにより料金を支払うものとする。
- (2) クレジットカード支払いの開始時期は、お申込みいただいた月の翌月もしくは翌々月に請求される料金からとなり、クレジットカード支払いを開始する前の料金の支払いについては、従来（振込もしくは引き落とし）にて支払うものとする。
- (3) カード会社の規約により会員資格を喪失したときなどは、クレジットカード支払いを終了し、当社から料金を直接請求するものとする。
- (4) クレジットカード会社の規約により、クレジットカード支払いが承認されない場合、当社から料金を直接請求するものとする。

第 11 条（キャンセル料金）

顧客がサービスをキャンセルする場合は、別紙料金表に基づき、当社にキャンセル料を支払わなければならない。

第 12 条（秘密保持）

1. 顧客及び当社は、サービスの申込、提供等に関連して知りえた相手方の情報を、正当な理由なく第三者に漏洩し、開示し又は提供してはならない。
2. 当社が、サービスの申込、提供等に関連して取得した顧客の個人情報の取扱いは、当社のホームページに記載されているプライバシーポリシーのとおりとし、顧客は予めこれを了承する。

第 13 条（再委託）

当社は、サービスの提供にあたり、第三者にサービス提供を委託することができ、顧客はこれを予め了承する。

第 14 条（機器・物品の使用）

顧客は、サービスの提供を受けるにあたり、サービスに必要な玩具、教材、用具及び関連する家庭に必要な機器及び設備（ガス・電気・水道など）を無償で提供するものとし、当社は、これを当該顧客へのサービスの目的のみに使用するものとする。

第 15 条（損害賠償）

1. 当社のサービス提供中、当社のサービスに起因する身体もしくは財物の損害が発生し、当社の責に帰すべき事由がある場合は、当社はその損害を賠償しなくてはならない。

2. 前項に従い、当社が顧客に対して賠償する損害額は、当社が加入している損害賠償責任保険に定める補償額を上限とする。

第16条（免責）

前条にかかわらず次に定める場合は、当社は損害賠償を負わないものとする。

- (1) 当社のサービス実施を原因としないサービス対象者である乳幼児の急激な体調変化などの不測の事態
- (2) 顧客の不実の告知、不告知等に起因する事故
- (3) 天災、不可抗力等の当社の責によらない事由
- (4) 当社が提供したものの以外のものの瑕疵に起因して発生した事故など、損害が第三者の作為又は不作為を原因として発生した事故

第17条（協議事項）

本利用規約に定めのない事項、又は解釈に疑義の生じた場合には、誠意をもって顧客と当社で協議して解決するものとする。

第18条（準拠法・合意管轄）

本利用規約は、日本国の内国法に基づき解釈されるものとし、本利用規約より生じる顧客当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定日：令和3年1月1日
株式会社ミラクス
代表取締役社長 天野孝則